

ご存じですか？ 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員とは、高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の相談に応じ、助言や関係機関と連携し、適切なサービスを提供するための調整などを行います。また、子育てや児童に関する相談活動、子育てしやすいよりよい環境づくりなど、関係機関や地域の皆さんとともに幅広い活動をしています。

主任児童委員とは、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童虐待の防止や学校と連携した支援など、子どもや子育てに関する相談・援助を専門に担当します。

Q 民生委員・児童委員ってどんな人？

A 民生委員・児童委員は、地域を知る住民の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員です。無報酬のボランティアとして活動されています。

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員って中央区内に何名いるの？

A 中央区内には、令和3年4月1日現在、民生委員・児童委員は116名、うち主任児童委員は26名おり、それぞれの担当地区で活動されています。

Q どんな相談にのってもらえるの？

A 主に、福祉に関すること(家族の介護、福祉サービスの紹介など)、子育てに関すること(子育てサークルへの参加・児童虐待防止・子育ての悩みなど)、生活・健康に関すること(生活保護の手続き・生活福祉資金・健康・医療など)です。

Q 相談内容は秘密にしてもらえるの？

A 民生委員・児童委員、主任児童委員は、秘密を守る義務が法で決められています。個別の相談など、活動を通じて知りえた個人の秘密は守られます。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の身近な相談相手です。

困ったことや心配事がありましたら、お気軽にご相談ください。

問合せ 保健福祉課(保健福祉)4階43番
☎6267-9194

課税(所得)証明書の発行に関するお知らせ

令和3年度分(令和2年中所得)の課税(所得)証明書は6月1日(火曜日)から発行できます。なお、会社等にお勤めの給与所得者の方で個人市・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は、5月20日(木曜日)から発行できます。

ただし、コンビニエンスストアでの発行は6月1日(火曜日)からとなります。

なお、3月16日(火曜日)以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた場合は、令和3年度分の個人市・府民税の税額決定や通知書の送付、課税(所得)証明書の発行時期(申告内容の反映時期)が遅れることがあります。

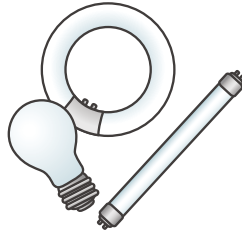
また、事業主(会社等)からの給与支払報告書の提出や、所得税または個人市・府民税の申告がない場合などは証明書が発行できないことがありますので、事前に郵便または行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

問合せ なんば市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4397-2953

家庭から排出される「蛍光灯管の電話等申し込みによる訪問回収」を実施しています

回収できるもの:家庭から排出される蛍光灯管(電球・グロー球・LEDを除く)

※会社や商店、マンション共用部等、事業活動に伴うものは回収できません、蛍光灯を処理できる産業廃棄物処理業者にご相談ください。



受付時間 月曜日～土曜日の8:30～17:00
※年始1月1日～3日を除く祝日も受付
費用 無料
問合せ 環境局 中部環境事業センター出張所
☎6567-0750 FAX 6567-0721

令和3年度分 個人市・府民税の特別徴収税額決定通知書を送付します

令和3年度分の個人市・府民税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和3年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。

なお、3月16日(火曜日)以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた場合は、通知書に申告内容が反映できていない場合がありますが、順次、税額変更等を行い、7月以降に変更決定通知書を送付します。

会社等にお勤めの給与所得者の方の個人市・府民税は、事業主(会社等)が特別徴収義務者として、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。

なお、新たに会社等にお勤めになった方も、事業主(会社等)を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

問合せ なんば市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4397-2953

4月15日～5月31日は
中央区環境浄化強化月間(春期)です

「みんなでグリーン! ゆめちゅうおう」
をキャッチフレーズに、区民の皆さんとともに取組みを進めています。

中央区では、放置自転車や違反広告物、タバコのポイ捨てなど、まちの美観を損ねる多くの課題を解決するため、春と秋(10月15日～11月30日)に「みんなでグリーン! ゆめちゅうおう(中央区環境浄化強化月間)」を設定し、中央区と地域の皆さんが協働してまちをきれいにする取組みを進めています。

放置自転車

違反広告物

ポイ捨て

「みんなでグリーン! ゆめちゅうおうグッズ」貸し出します。

区内の道路や公共の広場等で清掃活動に取り組んでいる団体やグループの皆さんに、清掃道具やゼッケンの貸し出しを行っています。

ほうき

ゼッケン

ちりとり

ゆめまるくんイラスト入り特製ごみ袋10枚を差し上げます。

問合せ 市民協働課(まち魅力推進)5階52番
☎6267-9832

ゆめまるくんの安全・安心コーナー

特殊詐欺防止啓発動画を制作しました!

▶ ゆめまるくん仮面、全力全開!

第1弾のテーマは『オレオレ詐欺!!』
出演者はもちろん、脚本・撮影編集に至るまで、すべて職員による手作り作品です。
是非、ご覧ください!
みんなで、安全・安心なまち中央区を目指しましょう!
～次回作も鋭意作製中!お楽しみに!～



消防コーナー

中央消防署(内本町2-1-6)
☎6947-0119 FAX 6942-5745

消防法令に基づいて設置されている
**旧規格消火器は
2021年12月31日
までに交換が必要です。**

■適応火災のマークが『文字表示』の消火器は新規格の消火器に交換してください!



■消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です。ご家庭等に自主的に設置している消火器については消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。(製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。)

警察コーナー

東警察署 ☎6268-1234
南警察署 ☎6281-1234

新型コロナワクチンに便乗した詐欺に注意!!

重要

ワクチン接種は無料です!
電話・メールで個人情報を探ることはありません!

お願い

「新型コロナワクチン接種」に関して「お金が必要」等と言われたら、一旦電話を切断し、警察署に相談を!